

日本語で利用できる遠隔医療サービスのご紹介（新型コロナウイルス関連）

#### 【ポイント】

- 新型コロナウイルスに感染の疑いがある方や家庭や仕事の関係で昼間に病院に行けない方などのために、遠隔医療サービスとして「Telehealth（テレヘルス）」を日本語でご利用いただける一般開業医（G P）をご紹介します。
- NSW州内において、日本語で遠隔医療サービスを受けられる医療機関については、以下の当館ホームページのサイトをご参照ください。

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/gp\\_list.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/gp_list.pdf)

#### 【本文】

##### 1 対象者

新型コロナウイルスに感染の疑いがある方のほかに、病気や体調不良のため医師の診察や薬の処方を受けたいが、病院に行くことに躊躇している方、家庭や仕事との関係で昼間に病院に行けない方、近隣に日本語が通じる病院がない方など。

##### 2 遠隔医療サービスの概要

Telehealth（テレヘルス）による診察一般診察、薬の処方など。

##### 3 利用方法

医療機関に電話し、事前予約のうえ診察を受けてください。NSW州内において、日本語で遠隔医療サービスを受けられる医療機関については、以下の当館ホームページのサイトをご参照ください。

○日本語対応可能な一般開業医のリスト（遠隔医療サービス対応可）

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/gp\\_list.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/gp_list.pdf)

##### 4 留意事項

Medicare 加入の方は無料になる場合があります。加入されていない方も有料で診察が受けられます。医療機関によっては初診の方は受け付けられない場合があります。海外旅行保険に加入している方は、事前に保険会社へ Telehealth を受診したいことを相談することでキャッシュレスで受診可能な場合があります。

また、処方箋も対応可能ですが、薬によっては処方できない場合など例外もあります。予め病院にご確認願います。医療機関によっては、州を越えてのサービス利用も可能な場合があります。

#### 【参考となるサイト】

○豪州連邦保健省ホームページ（遠隔医療）

<https://www.health.gov.au/ministers/the-hon-greg-hunt-mp/media/covid-19-whole-of-population-telehealth-for-patients-general-practice-primary-care-and-other-medical-services>

○在シドニー日本国総領事館ホームページ  
（新型コロナウイルス情報及び領事メール）

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

（渡航情報，感染・予防対策，雇用・経済対策，連邦・州・地域別情報）

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consul\\_coronavirus.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consul_coronavirus.html)

（紀谷総領事 Twitter）

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

（当館 Facebook）

<https://www.facebook.com/CGJSYD/>

**【在シドニー日本国総領事館】**

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 (61-2) 9250-1000

Fax (61-2) 9252-6600

Web : [https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

Email : [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールは在留届，たびレジに登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」簡易登録をされた方で，メールの配信を変更・停止したい場合は，以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>